

令和5年度 第1回鈴鹿市障害者施策推進協議会 議事概要

日 時	令和5年6月29日(木) 14時30分～16時20分
場 所	鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室
出席委員	菅原, 山野, 中澤, 長井, 酒井, 鈴木, 皆木, 坂, 廣瀬, 松山, 田堀, 堀, 水谷, 南條, 栗野 (以上15人, 敬称略・順不同)
欠 席 者	松本, 小山田, 藤原, 日置,
事 務 局	健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 長尾 障がい福祉課長 福中 障がい福祉G 日高G L 管理G 岡村G L, 門谷 計画策定業者 2名
傍 聴 者	なし

● 議事概要

(司会進行：事務局)

- ・開会宣言(14時30分)
- ・事務局より資料の確認。事項書内容に入る前に、本協議会運営に関する事項の確認として、本協議会及び議事概要について原則公開する旨を説明。
- ・健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 長尾より挨拶。
- ・委員, 事務局の自己紹介。
- ・副会長に山野氏を指名。

(議事進行：菅原会長)

- ・挨拶の後, 議題へ。

議題1 令和4年度の事業報告等について

事務局より説明。(資料1)

(委員)

- ・予算超過しているが事業の進捗管理はしているのか。
- ・事業の進捗管理は半年ごとなどどんな周期でしているか。
- ・コロナ禍で活動が十分でないのに予算超過しているのはなぜか。
- ・予算超過した分の原資はどこから調達するのか。
- ・2ページと3ページの障がい福祉サービス費の違いは何か。
- ・タクシー事業はH29までは基金だが, H30からの原資は何か。
- ・特別障害者手当の支給など予算額に合うよう審査を厳しくしていないか。

(事務局)

- ・事業は障がい福祉課の管轄で, 予算の執行状況を見ながら予算管理をしている。
予算額が不足しないよう執行状況を把握し, 予算額が超過することが見込まれる場合は, 適宜, 補正予算を計上する。
- ・コロナ禍で活動が十分でないのに予算超過するのは, 障がい者数が増加していること, 多種多様なサービスが提供されていることがあげられる。
- ・障がい福祉サービス費の違いは, 障がい福祉サービス事業費全体と障がい福祉サービス事業費の負担金部分のみとの違い。

- ・タクシー事業は H30 から市の一般財源が原資。
- ・手当の審査は国の基準のとおり。手当や障がい福祉サービスなど障がいに関することを予算不足で中止することはできない。

議題2 すずかハートフルプランの施策推進状況について

事務局より説明（資料2）

（委員）

- ・整理番号 10 手話体験とあるが社協への委託ということでよい。
- ・整理番号 25 R5.3.31 に地区社協が解散した。R7.3 までに地域づくり協議会に移行することとなっているが、それぞれの区域に整合がとれていないが地区社協の結成促進とは何か。
- ・整理番号 26 民生・児童委員のなり手がいない。選出は地域に丸投げされているが、本来の業務以外の仕事が多いのではない。
- ・整理番号 46 発達障害の児童数を知りたい。
- ・整理番号 68 救急ネックレスに変わる別の取組とは何か。
- ・整理番号 104 団体解散による農福連携はどうなるのか。
- ・次年度以降の推進見込の「変更・拡充して継続」の変更内容が分かるよう下線や赤字などで分かるよう改善を。

（事務局）

- ・取組状況の報告内容は担当課の取り組みをまとめたものであり、内容の詳細まで分かるりかねるところがある。
- ・地区社協は R7.3 までを移行期間としており、期間中に検討してもらうこととなっている。今後は地域づくり協議会に払う一括交付金で使い方を決め、進めることを想定している。
- ・共同募金は 3,800 万円ほど集まった。集めたお金は子ども食堂など地域に還元するなど、いろいろな使い方をしている。
- ・地区社協、民生・児童委員については、健康福祉政策課に本会議での意見を伝える。
- ・農福連携については、鈴鹿 P A の清掃作業、市役所内のアンテナショップ「ジョブくん」、ジョブトレーナー派遣とあったが、鈴鹿 P A と「ジョブくん」は解散前に参加していた事業者がそれぞれ運営協議会を立ち上げ事業を継続している。ジョブトレーナー派遣は今後、三重県の同事業で派遣されることとなっている。
- ・推進見込など資料作成にあたり分かりやすいように作成していく。

議題3 次期すずかハートフルプラン策定のためのアンケート結果報告

事務局説明（資料3）

（委員）

- ・問 16 身体手帳の中にも部位別があり、部位ごとに意見が違おうと思うから、次回は部位別の回答が分かるようにしてほしい。
- ・問 16 災害時、障がい特性により、コミュニケーションが難しいことや、情報を得ることができないこともある。隣近所の方が声をかけに行くなどできることから始めたらもっといい地域社会ができる。
- ・問 17 災害時要援護者台帳の登録をしてもいいという方はたくさんいる。福祉避難所で受け入れる側としては、誰か分からない方よりも顔なじみの方が来てもらったほうがよりよい支援ができると思う。安心生活応援事業と併せて登録を促進してもらいたい。

- ・問 33 障がい者の 67%の方が差別解消法を知らないのは残念である。障がいがない方の結果はどうか。
- ・問 33 認知度が低いことに驚いている。学校で年 3 回人権学習をするが、法律のことも伝える機会を作りたい。
- ・問 33 今後、周知に力を入れる必要があるのでは。
- ・問 39 満足度はサービスを受けている障がいがある方が感覚的に満足などあるかもしれないが、そうでない方は比べるものがないので答えられず、聞く意味がないのでは。また、鈴鹿市の障がい福祉施策は全国的に見てレベルは高いのか、低いのか。

(事務局)

- ・身体手帳の部位別は次回から分かるように努める。
- ・差別解消法について、障がいがない方は約 70%の方が「知らない」となっている。年代別では 20 歳未満の約 85%が一番高く、70 歳以上の約 59%が一番低い結果だった。
- ・障がい福祉は国が決めたことを実施している部分と、自治体の裁量で実施している部分があり、レベルの高い、低いを評価することは難しい。

議題 4 次期すずかハートフルプラン策定について

事務局説明(資料 4)

(委員)

- ・特に意見無し

その他

(委員)

- ・生活介護の事業所が少ない。希望する利用日数分利用できず、複数個所を利用することで対応しているが、通う事業所が変わることでパニックになる方もいるため、1 事業所のみに通えるようになるとよい。
- ・事業所側としても同意見である。施設には定員があるため心苦しく思う。

■鈴鹿市障害者差別解消支援地域協議会

事務局 報告する事例なし

(委員)

- ・差別の相談事例などは 0 件なのか。

(事務局)

- ・本会議で報告する事例は不当な差別や合理的配慮に欠けるものが該当し、それにあたるものはないということである。

(会議終了 16:20)